

一体罰等によらない子育ての
推進に向けた実態把握に関する調査から—
親支援と子育ての学びに関する提言
-日本子ども家庭福祉学会 第22回全国大会-

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事
子育てアドバイザー/キャリアコンサルタント
WEBサイト「こそだて」編集長
こうそときこ

倫理的配慮

- 調査対象は調査実施社保有のモニター登録者を対象とし、無記名自記式のインターネット調査としており、倫理的配慮を行った上、実施されています。
- 個人情報を含まない啓発・支援活動内容等の報告です。

親のコメントはいつも「しつけ」

- 2018年3月
- 東京都目黒区
- 5歳 女の子
- 父親「しつけと称して平手で殴ったこともある」
- 2019年1月
- 千葉県野田市
- 小学4年10歳 女の子
- 父親「朝10時からしつけとして休まず立たせていた」

しつけのための暴力が、子どもの命を奪っている

超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」に署名を手交（2019年2月12日）



内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」、公明党などに2万人以上の署名手交

相次いだ虐待事件を受け

児童福祉法と児童虐待防止法の改
正案に親による体罰禁止を明記へ

2019年6月19日可決成立！
2020年4月1日施行

+ 「体罰等の禁止」 ガイドライン

- 「すべての人」「体罰等」「暴言も含む」
- 「どんなに軽いものでも」と明記
- 親を追い詰めるのではなく、社会全体で子育てしていこうという意思表示

法律の施行を踏まえ、**子どもの権利が守られる**体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

「体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に～」より

「子どもの権利条約」 4つの柱

「子どもの権利条約は大きく分けて、次の4つの権利を守るように定められています。そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。

1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

ユニセフHPより

日本も世界で59カ国目の「体罰全面禁止国」承認！（2020年2月20日）



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

体罰等によらない子育ての推進に向けた
実態把握に関する調査

事業報告書

2.2.1. 研究会の組織

調査を通して把握すべき項目の検討や、調査結果を踏まえた課題の整理、今後に向けた検討を行うことを目的として、6名の有識者からなる研究会を設置した（表2）。

表2：研究会構成員（五十音順、敬称略）

	氏名	所属
座長	大日向 雅美	恵泉女学園大 学長・教授
委員	高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
	後藤 励	慶應義塾大学 経営管理研究科 准教授
	平井 啓	大阪大学 人間科学研究科 准教授
	福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授
	森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会

2.2.2. 研究会の開催

委員会は3回開催し、本調査研究における調査の設計及び調査結果を踏まえた課題の検討、望ましい支援体制についての検討を行った。各委員会における検討事項等の概要は表3の通りである。

表3：委員会開催実績

研究会	開催日時	議題
第1回	2020年10月19日(日) 13:00~15:00	・ 実態把握調査の項目検討
第2回	2021年1月11日(月) 10:00~12:00	・ 実態把握の結果報告 ・ 課題の整理及び今後に向けた検討
第3回	2021年2月24日(水) 10:00~12:00	・ 課題の整理及び今後に向けた検討 ・ 報告(報告書作成)に向けた検討

2.3. 実態把握調査概要

わが国における、体罰等に対する意識や体罰の行使、法律の認知や子育てをとりまく状況等について実態を把握し、今後の、国民の行動変容をより加速するための周知・啓発のあり方の検討に繋げることを目的とし、以下の調査を実施した。

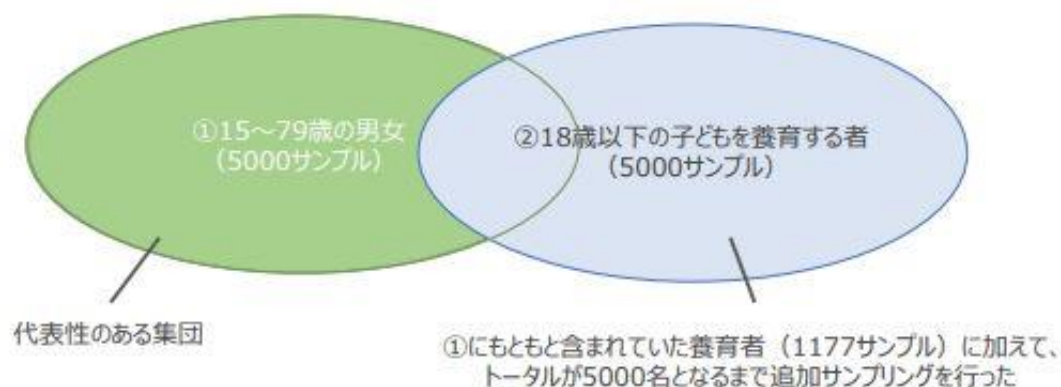
【調査手法】

- A 社保有のモニター登録者を対象とした無記名自記式のインターネット調査

【調査対象者及び回収数】

- 以下、①及び②、それぞれを 5,000 サンプル回収した（サンプル総数：8823 サンプル）（図 1）。
- ① 15～79 歳の男女（性別、年齢構成、地域については人口分布に沿う）
- ② 18 歳以下の子どもを養育する者

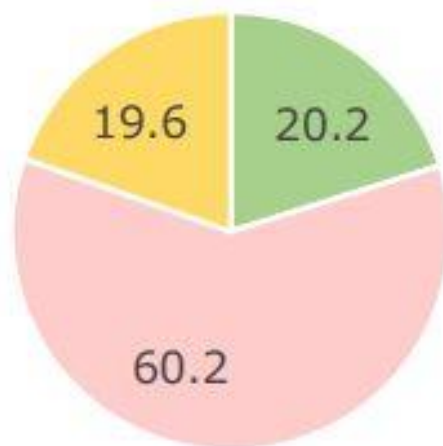
図 1. サンプル構成



【調査時期】：2020年11月25日～2020年12月1日

体罰を禁じる法改正の認知は 2割（内容まで知っている）

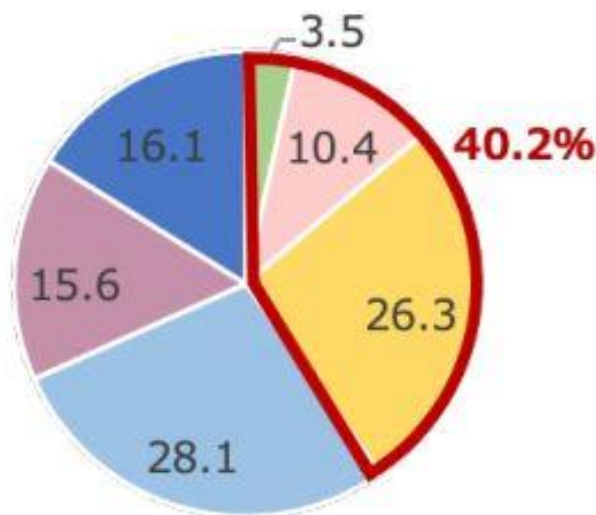
子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（n=5,000）



■ 内容まで知っている ■ 聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない ■ 知らない

子どもへの体罰を 容認している人、4割

図3. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (n=5,000)



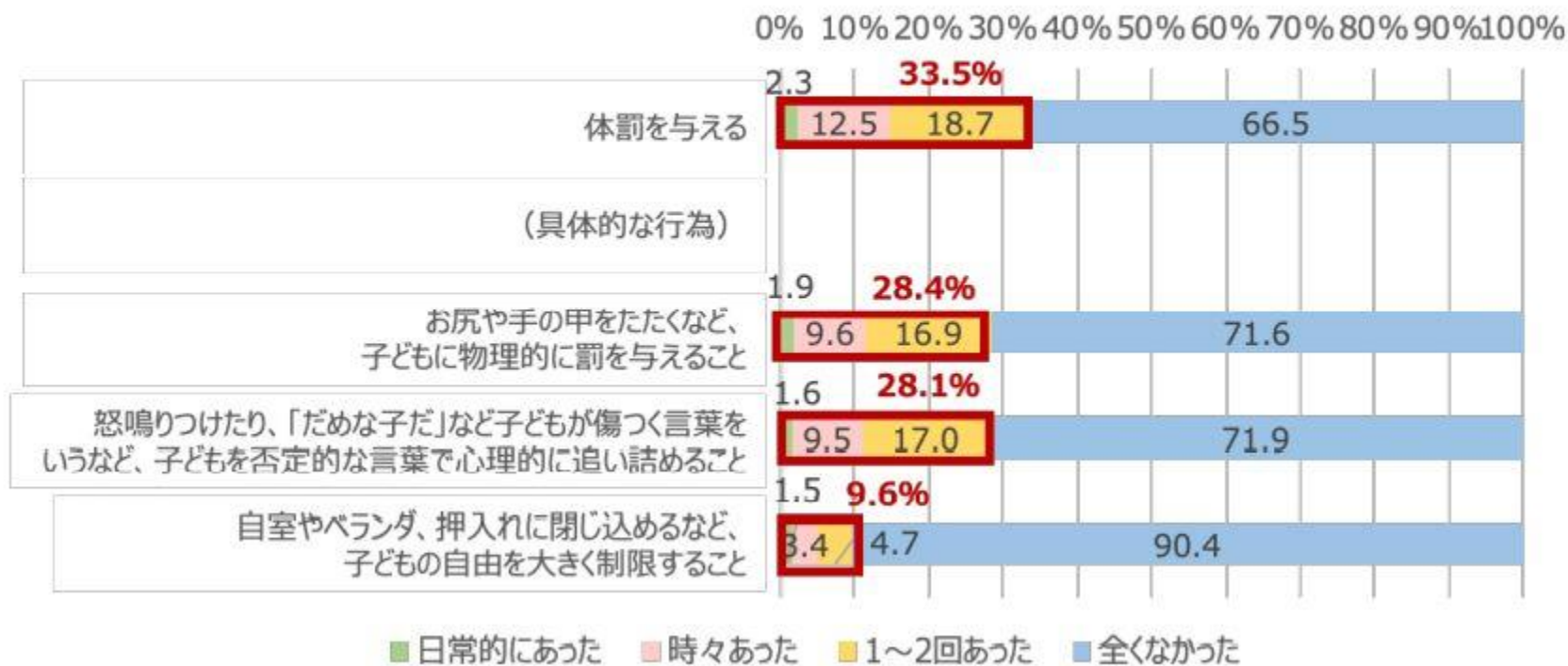
■ 非常にそう思う ■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 全くそう思わない

子どもの頃体罰を頻繁に受けたことがある群が、 体罰の容認度が高い

- “18 歳以下の子どもの頃、親などの親権者等から体罰を受けたことがある”と回答したのは、国民全体の 59.4 %（「1～2 回あった」も含む）
- 体罰を受けたことが「日常的にあった」群は体罰の容認度が 53.5%であるのに対し、「全くなかった」群では26.5%
- 子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べ、体罰の容認度が高い傾向が見られた。

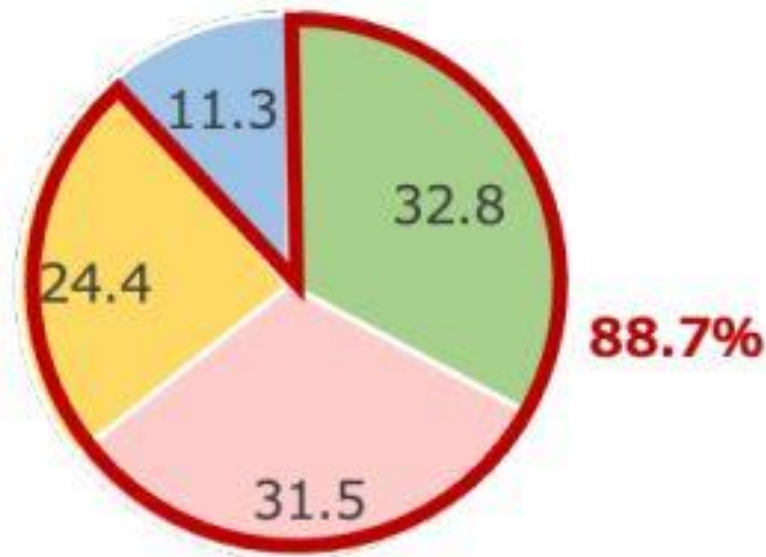
しつけとして体罰を駆使した 養育者は33.5%（6カ月以内）

図 4. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、以下の行為を行ったことがあるか。（n=5,000）



体罰を与えた後、しなければよかったと思った養育者は88.7%

図 5. 体罰を与えた後、しなければよかったと思ったこと
(n=1,677：過去6か月で体罰を1回以上行なった群)

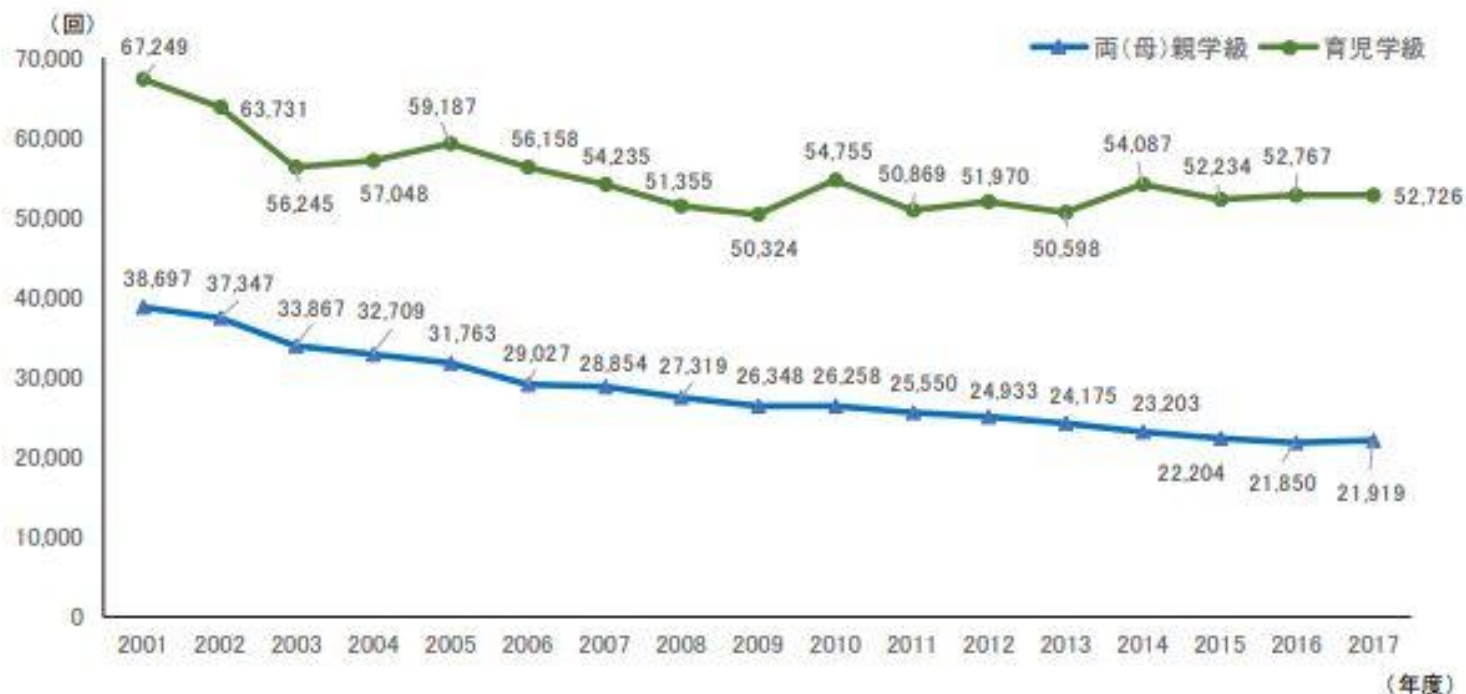


■ ほぼ毎回 ■ たまにあった ■ まれにあった ■ 全くなかった

両（母）親学級の開催回数が減っている

<参考資料2> 両（母）親学級・育児学級の開催回数、参加延人数

図表1：両（母）親学級・育児学級の開催回数の推移

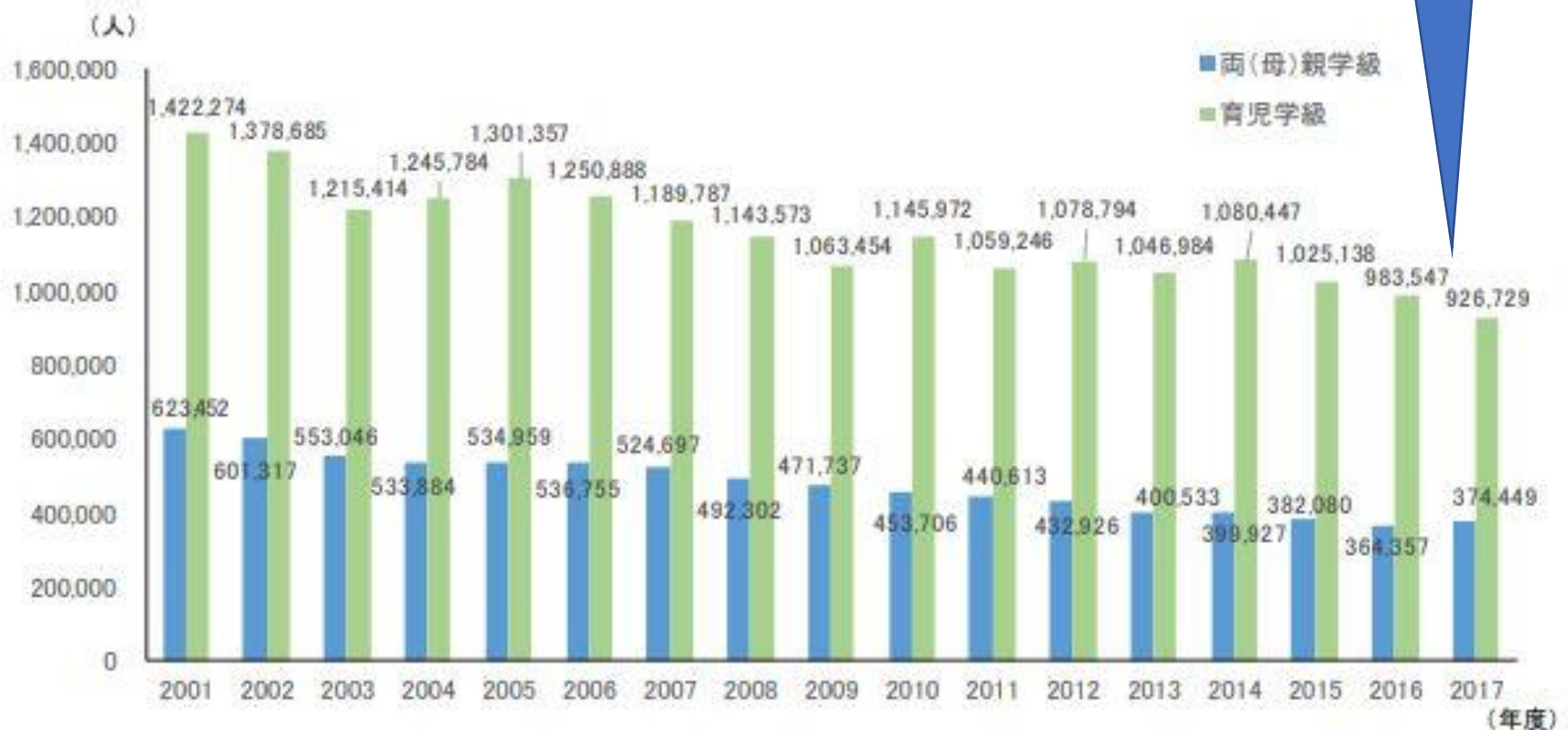


資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年）

両（母）親学級・育児学級の参加人数が減っている

参加人数5万
6818人減少

図表2：両（母）親学級・育児学級の参加延人数の推移



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（各年）

2016年の出生数は97万6979人で、前年の100万5677人より2万8698人減少

2017年の出生数は94万1000人、前年より3万5979人減少

考察と提言

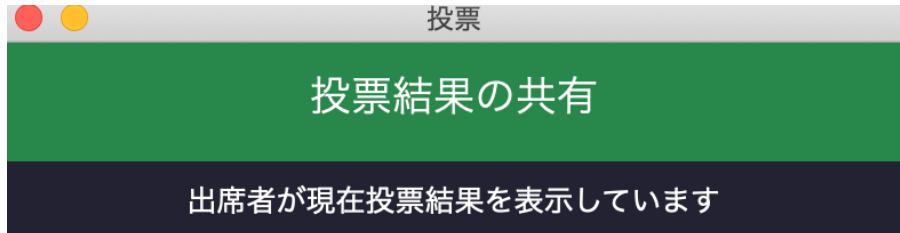
- 体罰の行使に関する調査は、**2017 年**にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン SCJ が 2万人に対して実施しており、これによると**約6 割56.7%**が子どもへのしつけのための体罰を肯定
- SCJ は国とほぼ同時期の**2021年1月**に再度同様の調査を実施しているが、体罰の容認度は**約4割41.3%**に減少していた
 - 容認派が減った！
 - まだ4割が体罰を肯定
- 親自身が**子どもへの体罰等の悪影響を知っている**群は**体罰の容認度が低い**傾向があるため、やはり親への**情報提供と啓発**が必要

情報提供すれば、意識は変えられる！

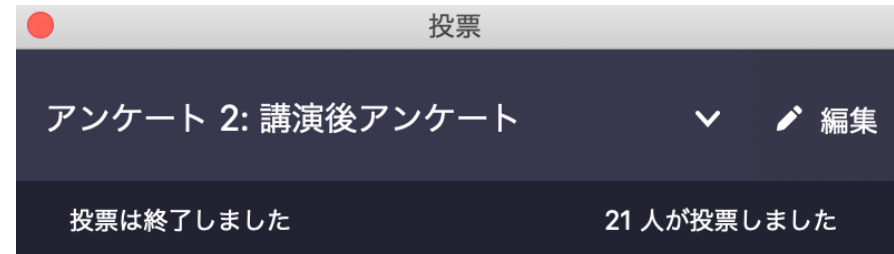
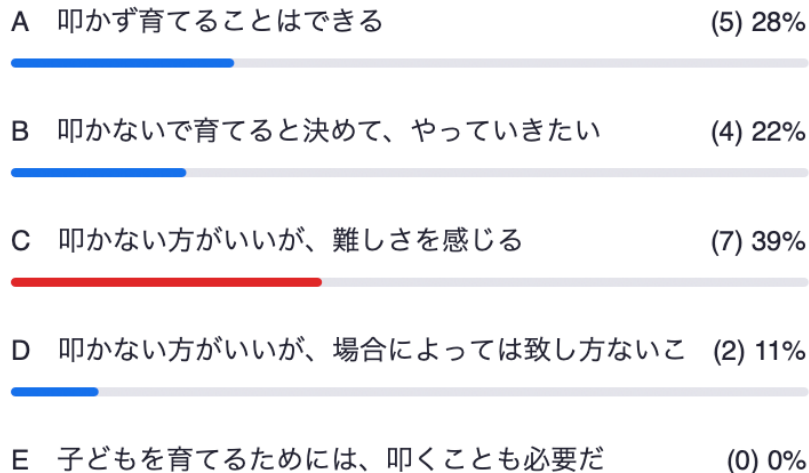


2020年12月19日京都大学主催一般向け「感情的にならない子育てzoom講座」

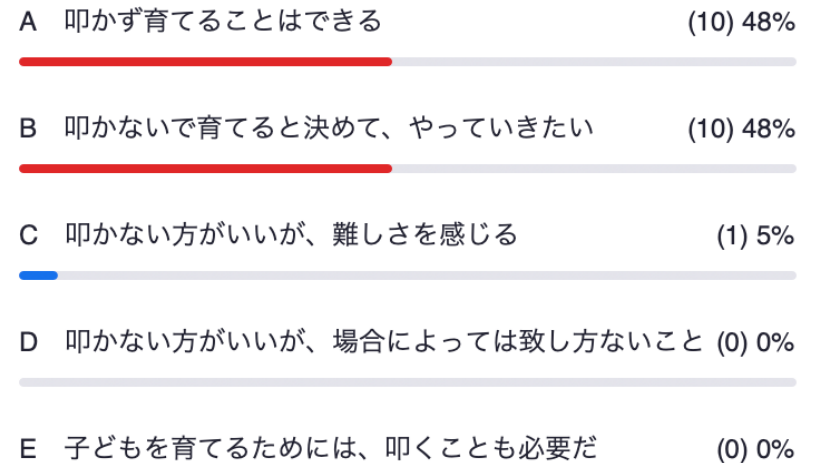
情報提供すれば、意識は変えられる！



1. 【投票1】子どもを叩かないで育てることは？



1. 【投票2】子どもを叩かないで育てることは？

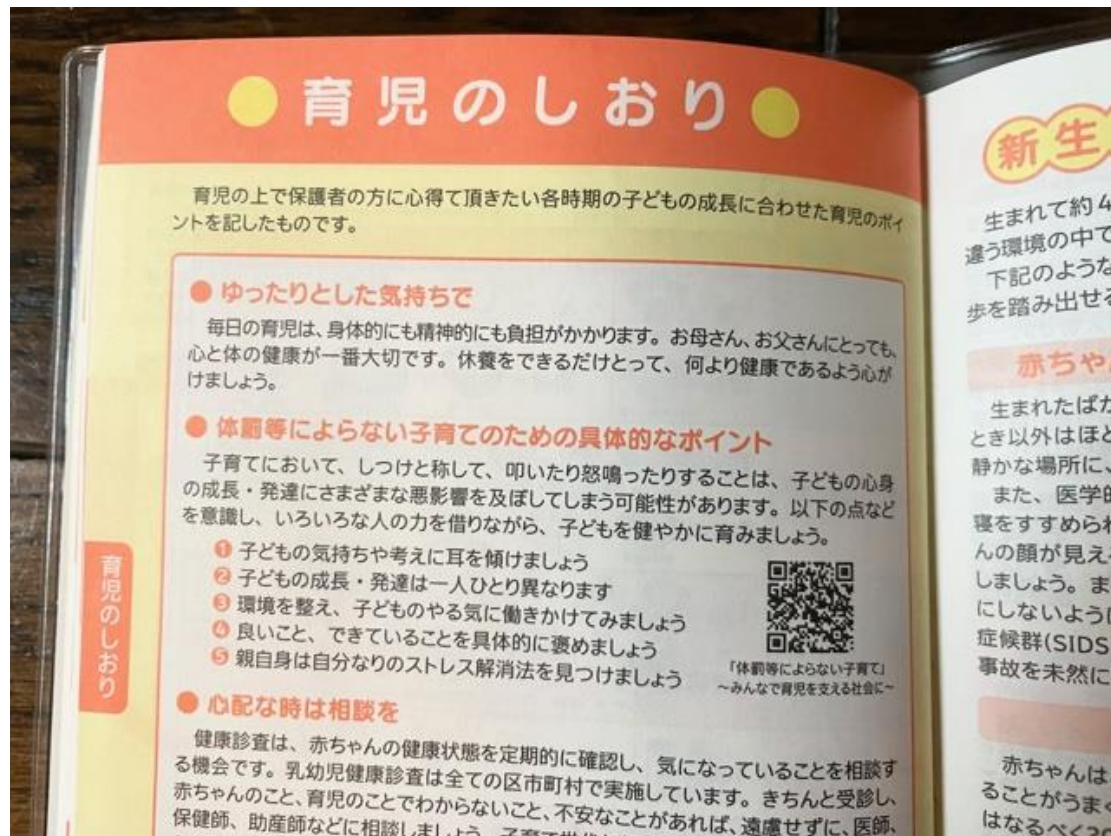


2021年8月3日花まる子育てカレッジ一般向け「感情的にならない子育てzoom講座」

提言と考察

- 約 9 割の親が体罰を与えた後に「しなければよかった」と後悔している現状
- 後悔しないためにも、体罰等によらない子育てを学ぶことが大切
- 学ぶタイミングは、妊娠中に親になる全員
- 産後は、この成長によって悩みが変化するため、その都度講座などを開催
- 妊娠中からの悩みに寄り添い、子育て期までつなげるため、母子手帳配布時の相談対応を全妊婦に実施を（できれば夫婦で）
- 悩みを継続し、大きくせず、その都度解決していく。そのためには相談のハードルを下げるのが大事。

母子（親子）手帳の活用を



子どもの年齢に合わせて、
子どもの権利を伝えていこう！